

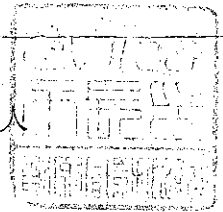
様式第2号（第7条関係）

衛生協力助成金交付・不交付決定通知書

環資廃第1438号  
令和3年 9月10日

大門美園自治会長 様

さいたま市長 清水 勇人



令和3年7月30日 付けで申請がありました衛生協力助成金については、  
次のとおり決定しましたので通知します。

1 交付決定

助成金の交付決定額	18,000 円
交付の条件等	

2 不交付決定

不交付決定の理由	
----------	--

～お知らせ～

助成金は9月30日(木)にご指定の口座へ振込み(予定)です。

# 衛生協力助成金に関する注意事項

今回の申請において、複数の自治会で見受けられた部分があったため、全自治会にこの注意事項をお配りしています。

今後の購入・精算の際に、以下の点についてご注意ください。

- 1、 衛生協力助成金のごみ収集所の管理、清潔保持等を行う自治会  
に対して交付されるものです。ごみゼロ運動は対象外です。  
助成金の対象としての地域の清掃においても、ごみ収集所周辺  
であることを目安としてください。
- 2、 支払いに現金及びクレジットカードを使用し、ポイントが付与  
された場合、補助対象経費として認められません。
- 3、 購入に際し付与される、現金換算できるポイントがある場合は、  
そのポイント分を差し引いた金額が対象となります。

## さいたま市衛生協力助成金交付要綱第4条

助成金の交付の対象となる経費は、ごみ収集所の管理、清潔保持等に要する経費で次に掲げるものとする。

- (1) ごみの散乱防止に要する経費
- (2) 会合、研究活動等の実施に要する経費
- (3) 広報紙、看板等の作成に要する経費
- (4) 清掃用具等の購入に要する経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた経費